

# 憲法を使い倒せ!

～生きるために、幸せになるために～

2018年 **9月8日** **土**  
13:30～16:30 (13時開場)

## 大阪弁護士会館 2階

大阪市北区西天満1丁目12-5

**無料**  
申し込み不要  
どなたでも参加できます

2階の会場は先着約300人。来場者が多数の場合は、別のフロアでライブ映像をご覧いただくかもしれませんので、あらかじめご了承ください



- ◆ 手話通訳、要約筆記あり
- ◆ 視覚障害のある方には、資料の電子データを提供できます下記の人権課へご連絡ください。



### 基調講演

**木村 草太** さん 首都大学東京大学院教授

### プロフィール

1980年生まれ。東京大学法学部卒。同助手を経て、現職。テレビ朝日系列『報道ステーション』のコメンテーターなど、メディア出演も多数。著書に『憲法という希望』（講談社現代新書）『憲法の新手法』（沖縄タイムス出版）など。

## リレートーク 貧困、難病、精神障害などの当事者、支援者が体験と思いを語ります。



### 会場アクセス

- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分
- JR大阪駅から徒歩約20分

学校の教科書に出てきた「憲法」。わたしたちの日々の生活には縁のないものだと思います。でも憲法は、社会保障、医療、福祉などと切っても切れない関係にあります。

近ごろ世間では、弱い者いじめ、他者を傷つける攻撃、お互いの足の引っ張り合いなど、悲しくなる話が多いです。こんな世の中だからこそ、憲法を大事にしまっておくのはもったいない！なぜなら、「みんなに生きる権利、幸せになる権利がある」と、憲法が保障しているからです（生存権：憲法25条1項、個人の尊厳・幸福追求権：憲法13条）。憲法が国に、暮らしやすい世の中を作るよう義務付けているからです（憲法25条2項）。

さあ、みんなで憲法を使って、よりよく生きましょう。みんなで幸せになりましょう！

### ◆ 一時保育サービスを予定（無料、要予約）

原則として、首がすわっている乳児～未就学児。開会15分前から閉会15分後まで。8月24日までに電話で問い合わせてください。申込人数により、お断りさせていただくこともありますので、ご了承ください。

◆ 問い合わせ、資料の電子データ、一時保育の申し込み

大阪弁護士会人権課

TEL 06-6364-1227 FAX 06-6364-7477 メール [i-yoshihara@osakaben.or.jp](mailto:i-yoshihara@osakaben.or.jp)